

## 令和元年 5 月定例教育委員会会議録

- 1 期 日 令和元年 5 月 8 日（水）
- 2 場 所 市役所南別館 3 階 委員会室
- 3 開始時間 午後 1 時 3 0 分
- 4 終了時間 午後 3 時 4 0 分
- 5 出席者  
教育委員  
児玉教育長、赤松委員、中原委員、濱田委員、岡村委員  
説明者  
栗山教育部長、岡田教育総務課長、深江学校教育課長、園田生涯学習課長、武田美術館長、  
黒木高城地域振興課長  
事務局  
鵜島教育総務課副課長、椎屋教育総務課主幹、佐土教育総務課主査
- 6 会議録署名委員  
岡村委員、中原委員

### 1 開会

#### ◎教育長

ただいまから、令和元年 5 月の定例教育委員会を開催いたします。どうぞよろしくお願いいたします。令和になって初めての教育委員会でございます。

本日の委員会は、終了時間が午後 3 時半を予定しております。皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

### 2 会議録署名委員の指名

#### ◎教育長

本日の会議録の署名委員につきましては、都城市教育委員会会議等に関する規則第 15 条の規定によりまして、岡村委員、中原委員にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

### 3 教育長報告

#### ◎教育長

それでは早速、教育長報告をさせていただきます。

まず、「生徒指導の状況について」ということで、お手元に報告書があると思います。昨年度、1 年間の分です。

非行等の問題行動が 1 件、3 月中に発生しております。小学校 1 件でございます。内容は、対教師暴力でございました。小学校 6 年生でございます。3 月中旬、昼休みの時間に運動場でドッジボールをしていたのですが、そこに、隣の 6 年生の先生とその隣の学級のグループに入ってしまったとき、この子の顔面にボールが当たってしまいました。そのことで火がつき、行動が荒れまして、それを取り押さえるためにその担任が向かったのですけれども、その担任に対して蹴り等が入ったようでございます。また、それでもおさまらず、校舎内を駆け上がっていく際に、関係のない 5 年生の子を押し倒して、その子の後頭部をたたいたりしております。上がった後、今度は、運動場にいましたクラス担任のバッグと椅子をその階から中庭に向かって投げてしまうという、かなり激しいもの

でございました。これにつきましては、学校側の判断で警察を呼びまして、警察に引き渡す形になってしまいました。

これほど激しくなってしまったことですが、今回が初めてではなく、これまで幾たびも、この場で紹介した事案の子でございます。警察に連れて行かれまして、かなり抵抗はしたらしいのですけれども、警察での説諭、そして反省文を書いて、お母さんが引き取りに来たというような状況でございました。この子は当時6年生ですので、現在は中学校1年生になっております。注視しなければならないのですけれども、歯止めがきかないという状況でございます。

また、警察を呼んだことについて、母親が学校に対しての不信感を申し立ててきています。このことにつきましては、学校教育課のSSWが中に入って、学校の考え方等をきちんと説明して、おおむね解消に向かっているということでございます。この子は、中学校に進学しているわけですので、注視してまいりたいと思います。

続きまして、不登校でございます。不登校につきましては、平成30年度年間のものについてお話をしたいと思います。

小学校は52名という数に上ってしまいました。中でも、新規が42名ということが注目すべき数でございます。中学校は152名、そして新規が76名です。中学校におきましては、一昨年度が153名の1名減、新規が昨年度は96名いたのが76名に下がっているということで、幾分いい方向へ向かっているのではないかと考えております。しかしながら、先に申しました小学校につきましては、一昨年度の不登校生は27名ということですので、倍増している状況でございます。中でも、新規の児童は、一昨年は18名だったにもかかわらず、昨年度は42名の子が上がってまいりました。

このことについて、どうしてこんなに増えたのかということを確認しましたところ、こういう答えが返ってまいりました。欠席日数が1桁の子が新規の42名の中に18名入っているということで、つまり、欠席の日数はさほどないという子が18名です。30日以下の欠席の子が4名おります。その子たちを引きますと、大体、一昨年度と同じような数になっていくのですが、では、なぜ、その1桁の欠席日数の子供たちを今回挙げてきたのかということでございます。この主な理由が、欠席はしていないけれども、学校の努力によって家から連れ出されてきているという状況の子であるそうです。

もう一つは、親が学校に行かなくてもいいと言っている子供、つまりは、今後不登校になる可能性がある子供たちについても、不登校傾向としてのカウントが上がってきたという状況でございました。この新規の子供たちにつきましては、それぞれの学校でまたよく見ていかなければならないのですが、何分にも学校に行かなくてもいいとか、学校にお任せしていて、どうぞ連れて行ってくださいみたいな状況であり、このような家庭が増えているということは間違いないところだというふうに思いました。

続きまして、いじめに関することでございます。いじめの認知件数、宮崎県は全国でも多いのですけれども、都城市でも最終的にこのような数字になりました。小学校が、解消率でいいますと、表の右下でございますが、99.2%、それでも17件が未解消で上がってまいりました。この子供たちについては、今後もきちんと後追いをしながら見ていくということになります。中学校におきましては、136件の認知件数中、120件が解消したということですが、残り16件が未解消という形になりました。また、この未解消の中には、昨年度、中学校3年生の子がいて、最後まで後追いきないまま卒業させてしまう、義務教育を離れてしまうという子が数名おります。ですので、そういう中、新しい環境で、また生き生きと学校生活を送っていただければなと思っているところです。

続きまして、交通事故でございます。小学校は、ゼロ件でございます。中学校は2件、いずれも自転車事故で軽微なものでございます。

続いて、不審者声かけ事案ですが、小学校2件ございましたが、これは実害がございませんでした。

その他でございます。3月中の出来事でございますけれども、児童虐待が疑われる事案の緊急点検がございまして、2月15日に各小中学校に緊急点検を依頼したところでございます。その中で、学校が家庭訪問等を行っても面会ができなかった中学校生徒7名おりました。結局、学校側は、最後まで会えませんでした。この7名につきましては、教育委員会からこども課へ通告を行いました。こども課の家庭訪問等により、6名の子供さんたちは面会することができました。現在、面会できていない生徒は1名ありますが、実はこの1名は当該学校の校区内に今住んでいない状況でございます。お母さんの実家も都城市内でございます。この実家に母親の都合で行っているという状況です。こども課がこの部分については後追いをしていただけるということで、今、関係性が壊れないようにしながら、この子供の安否確認を行っているところでございます。

学級がうまく機能していない状況につきましては、昨年度末の状況でございます。4校の小学校が上がっておりますが、これはいずれも前回お話ししたとおりでございます。さらに、先日、岡村委員から卒業式及び終業式の状況について問い合わせがありました。それについて、2枚目でございます。中学校の不登校欠が22名いました。卒業式のときでございます。午後に個別に卒業証書授与を実施するなど、各学校で全て対応しております。3月16日の中学校及び笛水小中学校の卒業式、3月25日の小学校の卒業式については、全ての学校で異常事態の発生はなかったということでございました。

以上、生徒指導の状況について御説明をいたしました。これについて何か御質問はありませんでしょうか。赤松委員、お願いします。

#### ○赤松委員

最初にお知らせいただいた非行等問題行動についてです。この該当の中学校1年になっている生徒ですが、学校としては家庭的な状況とか、あるいは成育歴とか、そういう部分も十分調査をされて、指導もされていると思うのです。しかし、今、教育長からお聞きすると、やや反抗的な、また挑戦的な障害がある子供なのかなとも思ったのです。子供の時期にも反抗挑戦性障害というような病気があるのですけれども、そういう医学的調査も受けているようなお子さんなのですか。

#### ◎教育長

実際、このお子さんにつきましては、医療機関につなぎたいということを学校側も申しているのですが、どうも御両親がすんと落ちていないようでございます。この子は、性的な行為を行ったということで、昨年10月の定例教育委員会でお知らせいたしましたが、お父さんのほうは随分とそちらのほうで考えないといけないという形にはなっていますが、まだお母さんのほうがしっかりとしたお考えをお持ちになっていらっしゃる。ですから、もう何度もこの子のことは上がってきているのですけれども、今回それが3月にまた爆発してしまったという状況です。

#### ○赤松委員

成育歴とか、育った環境的なことなどを様々に調べてみて、医者にかかればそういうひとつの病気として診断され、医療的な手当も受けられるというようなこともあります。いろいろ、慎重に対応される必要はあると思いますが、学校側からの側面だけではなかなか難しい面もあるのではと思

ってお聞きしたのです。

#### ◎教育長

ありがとうございます。ぜひともやはり医療等につないでいただいて、そしてきちんとした治療等も含めた上で、この子の将来を考えていきたいと思っております。ほかにございませんでしょうか。

では、続きまして、2番目に入ります。登下校を含めた安心・安全な学校へということで、これは串間市の事案ですけれども、女子中学生が感電死をしているというようなことが報道されました。これは、4月27日の報道だったのですが、実際には4月26日に感電して30メートル下に転落しております。そういう状況の中で、串間市は全体の校長会を開きながら、今後の対策、そして保護者会を開いたようでございます。

こういうことも含めてなんですけれども、実際には学校での事故というのは非常にたくさんあって、都城市内の内容につきましては、ちょっと今調べてもらっているところなのですが、5月5日に朝日新聞が「繰り返される学校の事故」ということで、このような記事を載せております。年にすると107万件もの事故が学校で起こっている、学校内外ですけど。その中でも、先日大きな報道になったのが校舎から掃除中に卒業間近の高校3年生が転落死するというような悲惨な事案がありました。

そういう中で、一体、学校の中でどういう事故が起こっているのかということ、これは日本スポーツ振興センター、通称JSCといえますけれども、この災害共済給付の制度のデータからひもといたというものがございます。右側にあります、絵面になっているものでございますけれども、この中で体育館、屋内運動場につきましては、年間で約平均30万件、その中でも体育の跳び箱等での事案が2万600件、それから右のほうに移りまして、運動部活動中の頭のけが、この頭のけがというのが一番問題なのですが、1万2,742件というものが出てきております。また、プールでは、これも多いのですが、6,634件なのですが、中でも14件の飛び込みの事故がありました。これは、今やっちはいけないと学習指導要領の中に明記してあるにもかかわらず14件、それから右側にいきますと校舎からの転落66件も発生しているということでございます。校舎からの転落につきましては、死亡事案や、それから重い後遺症を負ってしまうような事案がたくさんあります。

それから、運動場、校庭でいきますと36万件に上るということで、中でも小学校の遊具、これが非常に危ないという状況で4万を超えております。それから、今回、私も初めて知ったのですが、食物アレルギーについては668件なのですが、うち運動誘発アナフィラキシーというのが今新たに問題になっていて、普通の状態ではさほど拒否反応とか、そういうような反応が起こらないのが、運動することによって体にかかなりの負荷がかかり、結局は食物アレルギーを、重い食物アレルギーを発症するということがだんだんわかってきておまして、それもかなりの数に上るということです。

やはり小学校が37万件、中学校が37万件、高校が26万件ということで、なかなかこの多さに各学校での周知も必要かなと思った次第でございます。

これにつきましては、情報提供でございました。

では、続きまして、3月議会の一般質問を抜粋してまいりました。まず、江内谷議員からの質問で、文科省が示す適正規模の学校についてという御質問がありました。この御質問の意図は、小さな学校でも一生懸命頑張っていますよということを議員自体もお話をしたいというような内容でした。

そこで、都城市内の学校に当てはめてみますと、文科省が適正とする 12 学級から 18 学級の学校は、小学校 6 校、中学校 4 校であります。11 学級以下の小学校は小学校 25 校、中学校 15 校でございます。逆に、19 学級以上の学校は、小学校が 6 校のみで中学校はございません。

このような中で、適正と言われたら、かなりの少ない数しか残ってこないのですけれども、しながら、複式を有する学校でもメリットを最大限に生かした教育を推進中であるという御答弁をしたところ、議員としても、そういうような形で頑張っていたきたいというような印象でございました。

続きまして、教員の働き方改革における勤務時間の把握について、森りえ議員からの質問でございます。各学校の管理職が超過勤務状況を把握することがまず大前提でございます。それが管理職の役割の一つであると私は思っております。教育委員会としても市内の教職員の超過した勤務時間の状況を深刻に受けとめ、引き続き、教職員の事務負担のかからない形での勤務時間管理のあり方について研究していくと答弁しております。これについては、小学校につきましては、学校への出入りの際、タグ等を持ってもらったりとかして調べていければよいのではと考えています。あと中学校については、他の市町村の状況等も鑑みながらやっていきたいと思っております。

さらに、裏面でございます。女子の制服のスラックス導入についてということでございます。このことについて質問されまして、県内では宮崎市の檜中学校が女子制服のスラックスを採用しております。私立では、日章学園がブレザーですけれども、スカートでもスラックスでもどちらでもよろしいということで導入しているところがございます。制服については、各学校で指定されているということでございます。今後、健康上の理由や L G B T などの性的マイノリティの生徒に配慮した制服のあり方について、他市町村の状況も注視しながら学校へ情報提供をしていくという御返答をしたわけなのですけれども、これについては費用もかかることとございますし、セーラー服にスラックスというの、水兵さんみたいになってしまうような状況ですので、これは個別に、一つ一つを丁寧に扱っていくことが、今現在、必要なことではないかなと思っております。このようなことを 3 月議会でやりとりいたしました。この議会のことについてはいかがでしょうか。中原委員、お願いします。

#### ○中原委員

1 点だけ、今の最後の件、制服についてですが、読んでいる本でもあったのですが、検討課題の一つとして、宗教的な理由によるものもお願いしたいです。イスラム教を信仰している子供たちにとりましては深刻ではないでしょうか。このことは、制服だけではなく、体育着等々も含め、今後、地方でも課題になってくるかなと思っておりますので、制服の取り扱いについて、宗教上の理由も一緒に検討すべきものではないかなと思っております。

#### ◎教育長

おっしゃるとおりだと思います。今現在は、特に女子の体育着が各学校で問題になっており、イスラム教では肌を見せないということになっておりますので、その子供たちは下にアンダーシャツみたいな黒いものを着て、その上に体育着を着ているという状況ではあります。ただ、それについても、学校と本人、その保護者とも話し合いながら進めていくような状況ですので、各学校、対応はまちまちでございます。このことにつきましても、考えていかなければならないと思われました。ありがとうございました。

ほかに、ございますでしょうか。赤松委員、お願いします。

○赤松委員

朝日新聞の 5 月 5 日の記事を御説明いただいて、数字にびっくりしたのですが、この中で、例えば学校、教育委員会の管理瑕疵が原因だとか、あるいは教員の間違った指導が原因だとか、そういうデータはこの中にはなかったんですか。

◎教育長

この中にはないですね、あとあるのはけがの部位、どこをけがしているのが一番多いかということと小中学校別の数字だったと思います。これは学校側から補償が出るという形なので、学校の管理下であることは間違いなく思うのですが、例えば、校外学習をしている中での事故といったら学校外になりますけども、それも学校の責任の範疇という形にはなります。

詳しくは、都城市の統計がありますので、またお出ししたいと思っております。

○赤松委員

ああ、そうですか。はい、わかりました。

◎教育長

ほかにございませんでしょうか。

それでは、続きまして、市町村の教育委員会委員・教育長会議というのが 4 月 19 日に宮崎市でありまして、赤松委員に来ていただきましてありがとうございました。その講演の中で学校の働き方改革について、文科省のプロモーションビデオがありまして、かいつまんで御紹介したいと思います。

【映像視聴】

◎教育長

ありがとうございました。このビデオでも話がありましたが、今回の講師はコミュニティスクールとかを重要視していきながらやりましょうというような内容でした。今のことにつきましては、いかがでしょうか。何か御質問等があれば、この講義等で聞いた範囲でお答えできる部分があるかもしれません。どうぞ、濱田委員。

○濱田委員

今のプロモーションビデオだと文科省の姿勢みたいなものだけで、具体的な話はこれからということになると思うのですが、その辺については今後どのようになっているのでしょうか。

◎教育長

具体的にというよりも、そこは非常に突出した地域でございまして、日本でも非常に珍しい取り組みをされていた方が講義をされたものですから、あそこに届くまでには相当時間がかかるだろうなというものでございました。

○濱田委員

すぐれた方法でやったのか、それとも地域性でしょうか。

◎教育長

少し前に和田先生という杉並区の小中一貫を目指した校長先生がおられましたが、教員免許は持たれてなかった方でした。今回、講義をされた先生は、その小学校の校長先生だった方で、和田先生との連携で思い切った改革をされ、改革の一つにPTAをなくしたりしているのですよ。余りにも突出していらっしゃるの、非常に参考にはなりましたが、さすがに都城市でできるかという、なかなか難しいかなという印象を受けました。

○濱田委員

はい、わかりました。

◎教育長

それでは、今回、もう一つ、県の教育委員会が「義務教育課の課題」として、きょう持ってこられました。市町村と連携しながらこのようなことをやりたいとおっしゃっています。

喫緊の課題の1番として、校務支援システムの関連事業を進めていきたいということで、令和3年に正式な運用を目指したいという形であります。それから長期的に取り組む課題として、働き方改革関連として、小学校の教科担任制、校時程の工夫、コミュニティスクールの有効性についての啓発、学校の在り方についての協議等を行っていきたいということで、都城市では、一歩先に進んでいるところもありますが、他市町村に遅れているところもありますので、参考にしてやっていきたいなと思っております。

私からの報告は、以上でございます。

#### 4 議事

##### 【報告第39号】

◎教育長

それでは、早速議事に入ります。

本日は、報告11件、議案2件でございます。

それでは、報告第39号につきまして、高城地域振興課長から御説明をいただきます。よろしくお願ひします。

●高城地域振興課長

高城地域振興課の黒木でございます。まず初めに、4月定例教育委員会で付議しました案件の実績の報告をいたします。

報告第21号「新天皇の即位に伴う連休中の都城市幼稚園の対応について」ですが、預かり保育を高城幼稚園で4月30日から5月2日まで実施し、2名の園児を3日間預かりました。

次に、報告第23号「高城郷土資料館企画展「お城で鯉のぼり」について」ですが、期間は4月27日から5月12日までで、5月6日現在217名の入館者がありました。

次に、報告第24号「高城郷土資料館イベント「お城で端午」について」ですが、5月4日、5日の2日間実施し、鎧兜着付け体験は43人でした。

では、報告第39号「都城市立幼稚園におけるフッ化物洗口の取り組みについて」御説明申し上げます。

これは、幼稚園でフッ化物洗口を集団的、継続的に実施することで、小学校就学前の子供の虫歯予防の徹底を図ることを目的としたものです。実施主体は市でございます。対象者は保護者がフッ

化物洗口を希望している都城市立幼稚園園児です。現在の園児は高城幼稚園に 36 人、石山幼稚園に 8 人、有水幼稚園に 9 人です。園ごとに希望する保護者が 1 人でもいれば実施いたします。

実施方法としましては、関係資料にあります「フッ化物洗口実施マニュアル」に基づき実施いたします。フッ化物洗口剤や洗口実施回数は施設規模や実情に合わせて決定します。洗口回数は週 1 回法と週 5 回法があり、保育園、幼稚園では週 5 回法が適していると言われていたますが、実施回数、使用濃度等は歯科医師の指示のもとに決定することになります。現在、都城市で実施している小学校は週 1 回法で 450ppm、保育所等は週 5 回法で 100～250ppm と記載がありますが、250ppm で洗口を実施しております。

そこで、幼稚園でも都城市立保育所と同様にフッ化物洗口剤はミラノール 1 グラム入り 1 包に対し、水 200 ミリリットルで希釈し、1 人 500 ミリリットルで洗口する予定です。フッ化物洗口剤について、この資料に記載しておりませんが、詳細はマニュアルの 2 ページに詳しく記載しております。

洗口液は必ず職員 2 人が立ち会いのもとつくります。薬剤は鍵のかかるところに入れ、管理を確実にするために管理簿を作成し、利用状況を残しておきます。フッ化物洗口の実施時間帯は施設の実情に合わせますが、洗口後 30 分は飲食やうがいを避ける必要があるため、昼食後の歯磨き後、昼寝の直前に実施する予定です。誤飲があった場合、例えば、1 回分全量飲み込んでも問題ないと言われてはいますが、カルシウム入り飲料を飲ませます。

事業のスケジュールですが、幼稚園職員への説明会は 4 月 16 日に歯科医師会館において実施されました。

事業計画書は、今週中にも提出する予定です。

今月から来月にかけて、保護者説明会や実施希望調査を実施します。その後、歯科医師より洗口液濃度や必要量、回数等について指示書を発行してもらいます。そして、その後はうがいの練習及び歯科衛生士による洗口の実技指導があります。7 月中をめどに洗口開始予定です。

最後に、保護者向け説明会に、お手元にあると思うのですが、幼稚園保護者向けの説明会資料があると思いますが、その資料の最後から 2 ページ目をごらんください。

宮崎県の実績、美郷町の取り組みについて記載されております。美郷町では、平成 16 年度から県内で初めてフッ化物洗口を導入し、6 年が経過した際に虫歯状況の推移に大きな変化が見られています。美郷町は北郷区に含まれます。平成 16 年度から 22 年度までの永久歯 1 人平均虫歯数の状況は減っており、これにより数年で効果があらわれていることがわかります。

以上で、報告第 39 号についての説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

#### ◎教育長

ありがとうございました。たくさんの資料も用意していただき、ありがとうございました。

それでは、この報告に対しまして御意見もしくは御質問等ありましたら、よろしく願いいたします。濱田委員、お願いします。

#### ○濱田委員

これ、小学校で始めるときはかなり抵抗のある事業だったと思うのですが、今回の資料を見ると、全然問題ないようなトーンになっているということがあって、この 1 年間に何か動きがあったのか、要するに、以前はかなり危ないかもしれない、用心する気持ちが強かったのですが、今回のこの資料では、そういうトーンはほとんど見られない状況なのです。流れみたいなもので不安だったものがそうでないという、不安がほとんど払拭されたような形で書かれているので、この間、どう



いう動きがあったのか、ちょっと気になるのです。量的な部分では、多分、私も問題はないのだろうと思っているのですが、何かそういう動きといますか。

●高城地域振興課長

私が保育課におりましたときに、平成27年度から公立保育所のほうにも導入をいたしたところでございます。そのとき始めは、やはり所長たちから非常に反対の声があったのですが、実際、27年度から始まって、今、4年を経過したわけですが、特にこれまで問題はなかった、そのようなことも一つではないでしょうか。

以上でございます。

○濱田委員

保育所から導入した後にこれといった問題が発生していないということが、むしろ進めていく原因になっていると。わかりました。

また、美郷町ではいい結果が出ている、大変いい結果が出ているということなのですが、これを出されると確かにいいなと思うのですが、こういうのは一つの町だけでなく複数の町に関して、同じ結果が出ているということと並べて出したほうがいいのではないのでしょうか。いいところ取りということもあり得るので、そこをちょっと注意して、いい例を積み重ねていけば、ますます信頼性は高まっていくだろうと思うので、美郷町だけでなく、ほかの地域はどうなっているかということにはアンテナ張っておくといいですね、そうしていただければと思います。

●高城地域振興課長

こども課と連携をとりながら情報を集めていきたいと思っております。

○濱田委員

よろしく申し上げます。

◎教育長

ほかにございませんか。岡村委員。

○岡村委員

よろしく願いいたします。最初に、公立保育所は何カ所あるんですか。

●高城地域振興課長

現在12カ所でございます。

○岡村委員

12カ所。

●高城地域振興課長

はい。始めたときには13カ所でした。

○岡村委員

全ての公立保育所ですか。

●高城地域振興課長

公立は全てですけれども、乳児保育所はぶくぶくうがいができる子となるので、乳児保育所だけは別ですね。

○岡村委員

ありがとうございます。それから、フッ素の洗口の際に、いろいろな場面で反対派のほうから写真で歯が黄色くなったとか、ぼろぼろになったとか、そういう写真とかも出てきていたような気がしますけれども、現在、そういう流れというのはないのでしょうか。

●こども課

はい。こども課の小野と申します。歯科医師会の理事の先生にも確認したのですが、これまでフッ化物を始めてから、今までにそういった歯のことで何か問題が起きたという報告は上がってきていないということで回答をいただいております。

○岡村委員

現在、反対される方々がそういう写真を持ってきて、これだからというのは来ないわけですね。フッ素塗布が始まって7年、もう10年以上たちますので、そのあたりは動きがない。わかりました。ありがとうございます。

◎教育長

ほかには。

それでは、報告第39号につきました。了承いたします。どうかよろしく願いいたします。ありがとうございました。

【議案第3号】

◎教育長

では、引き続き、議案第3号を美術館長から御説明をいただきます。よろしく願いします。

●美術館長

美術館でございます。よろしく願いいたします。

それでは、議案第3号「都城市美術展運営実行委員会委員の委嘱について」でございます。

都城市美術展運営実行委員会設置要綱第4条の規定に基づきまして、別紙にございます19名を、第66回都城市美術展運営実行委員会委員として委嘱するものでございます。

議案第3号関係資料をごらんください。下から2番目の湯浅義明先生以外の18名の方は再任でございます。

ここで、1点訂正をお願いしたいのですが、下から5番目の村田先生ですけれども、田野中学校に異動になっていらっしゃいます。訂正をよろしく願いします。

◎教育長

田野中学校ですね。

●美術館長

田野中です。申しわけございません。

資料中、区分の再任の括弧書きの数字につきましては、再任回数になっております。そして、新任の湯浅先生は、都城さくら聴覚支援学校の美術の先生でございます。それぞれの先生方の専門分野につきましては、資料にありますとおりでございます。

なお、市美展の会期につきましては、9月14日土曜日から9月29日日曜日を予定しております。また、開催要項につきましては、5月末に第1回実行委員会を開催いたしまして、次回の定例教育委員会で報告させていただきます。

以上、よろしく願いいたします。

◎教育長

では、「都城市美術展運営実行委員会の委員の委嘱について」でございますが、何か御意見、御質問等があれば、お願いいたします。よろしかったでしょうか。

それでは、議案第3号につきまして承認いたしますので、このように進めていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

【報告第38号】

◎教育長

続きまして、報告第38号を生涯学習課長から御説明をいただきます。よろしく願いします。

●生涯学習課長

報告第38号「令和元年度都城市成人式開催要項について」説明いたします。

開催要項をごらんいただきたいと思います。趣旨ですけど、成人の日を迎えた青年を祝い励まし、社会人として自覚を促すとともに、青年教育の一環として式開催までのプロセスを含め、青年が地域づくりの新たな担い手に育つよう機会を創出するものです。

成人式は15地区及び支援学校、県立附属中の17単位で実行委員会を立ち上げていただき、原則として来年の1月4日から13日、成人の日までの期間で開催するものです。今回の対象は平成11年4月2日から平成12年4月1日生まれの方で本市在住または出身者であります。それぞれの地域で特色あるアトラクション等の企画に取り組んでいただいております。

1ページをごらんください。

成人式の予算です。16万2,400円をそれぞれの基本額としまして、それに1人当たり600円を換算し、各地区の実行委員会に委託料として支払っております。また、7月の実行委員会開催に先立ち、広報紙等を通じて実行委員を募集します。新成人のほか自治公民館、壮年団体、PTAなどの市域の社会教育関係団体、新成人の家族や、また年齢の近い青年層などにも声かけをして、実行委員会を立ち上げていきます。

実行委員会の会議の中で、日時や会場、来賓、そして式典の内容等を確認しながら、式典の準備を進めていってまいります。設営等の事前準備、そして後片づけも実行委員会を中心に行います。

なお、駐車場のほか寒さ対策、喫煙、飲酒等についても記載しております。

次のページ以降は、説明で申し上げたとおり、実行委員会の予算、年間スケジュールなどについて細かく記載しております。また、来年の新成人の数は今のところまだ確定はしていないところですけれども、1,600人程度になるのではないかと見込んでいます。

以上です。

◎教育長

ありがとうございました。成人年齢引き下げに伴う成人式行事の対応についてもよろしいですか。

●生涯学習課長

今回の報告とは別ですけれども、成人式に関連があるということで報告させていただきます。

御承知とは思いますが、民法の改正により、成人年齢を18歳とする法律が2022年(令和4年)4月から施行されます。成人式はどうなるのかとの市民からの問い合わせや団体等からの要望書等がありましたので、都城市としての考えを別紙のとおり取りまとめさせていただきましたので、お知らせいたします。

なお、これについては、6月の市長定例会見について発表される予定であります。

それでは、説明いたします。成人年齢引き下げに伴う成人式行事の対応について、民法改正により成人年齢が現行の20歳から18歳に引き下げられ、2022年(令和4年)4月1日から施行されます。

本市では、成人式を青年教育の一環として考えているため、18歳での成人式行事は行わず、従来どおり20歳を対象とした式典を開催する方向で調整していく方針です。

次の成人式典ということで、現行が一番上に書いてあります。2022年1月まで、成人年齢が20歳ということで今までどおり対象年齢20歳、分散開催方式、各地区で組織される実行委員会を中心に企画、開催します。2023年1月以降、成人年齢が18歳に引き下げられますが、これまでどおり対象を20歳として分散開催方式として各地区で組織される実行委員会を中心とした企画で開催する予定です。式典名称については、まだ決まっていないところですが、二十歳を祝う会、二十歳の集い等を考えられると思っております。

なお、式典を20歳を対象に引き続き行う理由なのですが、18歳は大多数が高校3年生であり、就職や進学等、進路決定の重要な時期であり、行政が行う式典への参加は難しく、特に実行委員会への参加等も理解が得られないと思われまます。各地区成人式実行委員会におけるアンケート調査ですが、これにおいても、81%が20歳、16%が18歳がよいと回答しております。したがって、20歳を対象とした成人式にかわる式典を行うことが適当であると考えております。

以上です。

◎教育長

ありがとうございました。

それでは、報告第38号令和元年度の成人式開催要項並びに成人年齢引き下げに伴う成人式行事の対応について、今御紹介いただきました。これにつきまして、御意見や御質問がありましたら、お願いします。よろしかったでしょうか。岡村委員、お願いします。

○岡村委員

質問をさせてください。予算についてなんです。予算のところ、1地区当たりが16万2,400円プラス人数割ということで、その下に、他に都城きりしま支援学校での成人式開催への委託料10万円というふうに記載してありますけれども、この理由につきまして教えていただきたいと思っております。

●生涯学習課長

これ、各地区で行われるところは16万2,000円と泉ヶ丘についても16万2,000円の基本額で、プラス人数で一緒ですけども、きりしま支援学校、さくら聴覚支援学校に合わせて10万円というのは、これを当初15地区だけで始めたんですけども、そのときに、支援学校の方々もそれぞれの地区に出てくださいということでお願いしていたんですけども、どうしても不都合が出てきて、耳が聞こえないから名前を呼ばれても返事ができないとか、いろんな問題が出てきて、学校側から独自でやりたい、させてくださいという要望がありまして、そのときにいろいろ話していく中で、もう10万円という額で、そのときに設定して、それ以降、その額ですずっとやらせてくださいということでやっているものですから、そこについてはもうその額で引き続きやっているという長い経緯というか、分散開催を始めたときからの経緯がそのようになっています。

○岡村委員

ほかにというのは、合わせてということではないんですね。

●生涯学習課長

合わせてではありません。

○岡村委員

1地区当たりの、「他に」という表現は。

●生涯学習課長

10万円ぴったりです。

○岡村委員

だけなんですね。

●生涯学習課長

はい。きりしま支援学校、さくら聴覚支援学校の委託料、きりしま支援、ここですかね。

◎教育長

さくらは別ではないかな。

●生涯学習課長

さくら聴覚支援学校はなくなってますね。前7万円ということでやっていますけども、きりしま支援学校の委託料10万円に変わりました。

○岡村委員

改正されたときからのいきさつで、きりしま支援学校におきましては10万円というように決まって、そのまま来ている形なんですね。例えば、20人という人数がこの対象者の中にありますので、ほかの地区とあんまり変わらないのかなということですよ。

●生涯学習課長

少ない分だけ、その部分を比べるとそういうふうに考えます。

○岡村委員

そうですね。泉ヶ丘附属につきましても40人、これも16万円という形で、多分、新しく入ってきたのもその形になったと思うんですけど。ちょっと、なぜ減ったのかなと思ひまして、検討していただければと思ったところです。

◎教育長

さくら支援学校は何でなかったんですかね。

●生涯学習課長

今回の予算書を見ると入ってないですね。

◎教育長

入ってないですね。

●生涯学習課長

はい。

◎教育長

独自でやるの。

●生涯学習課長

卒業生がその年いたか、いなかったか、今はわかりません。

◎教育長

いや、ほぼほぼいますね。県内で2カ所しかない学校なので。

●生涯学習課長

予算書を見たら、予算書の欄にさくら聴覚支援学校の名前入っているんですけど、それには7万円掛けるゼロとなっているので、従前は7万円出していたのかなと。

◎教育長

あったんですね。

●生涯学習課長

以前はあったと思われます。

◎教育長

そこがなぜ消えたかというのを知っておくべきかなと思います、私たちがですね。ぜひ、また今度教えていただけないでしょうか。

●生涯学習課長  
了解しました。

◎教育長  
ほかにございませんでしょうか。濱田委員、お願いします。

○濱田委員  
これ、昨年も申しあげましたんですが、市外からの転入者ということで、今、中学校単位で行われていますから、その卒業生が中心というか、多いんですよね。

●生涯学習課長  
そうですね。一応、名簿は中学生、当時の中学校の名簿をもらって、最初、名簿をつくるんですけど、プラス、市で調査して、都城にいる人で、住んでいる地区ごとに対して案内は出します。

○濱田委員  
それは中学校区の近くに住んでいれば、その中学校を卒業していなくても、その中学校で参加するということになるのですか。

●生涯学習課長  
原則、中学校を卒業した人には、その、中学校区単位ですので、その地区の案内を出すということになります。

○濱田委員  
転入者はどうですか。

●生涯学習課長  
転入者もその地区に住んでいれば、そこに出すんですけども、たまに難しいところで、どこの地区かわからないというのがあります。具体例を挙げますと、梅北町というところが、全部、中郷中かという、一部は五十市中が校区であるとか、そういった部分もあったりして、はっきり決められないんですけど、とにかくそういった方には、どこでもいいからどここの案内を持って成人式に行ってくださいという案内はしています。

○濱田委員  
全く、その県外から来られた方というのはどうするんですか。

●生涯学習課長  
市内に住民票があれば案内は出します。

○濱田委員  
それはどこの地区に参加するのですか。

●生涯学習課長

都城市の会場一覧を送っています。

○濱田委員

県外から来られて、ある地区に住んでおられる方は、その地区の成人式の案内を出すわけですか。

●生涯学習課長

はい。

○濱田委員

そうすると、その中学校卒業生じゃない人もその地区の成人式に参加するとなりますね。

●生涯学習課長

参加してほしいとは思っているんですけども、余り参加してもらった例は少ないんじゃないかなと思います。

○濱田委員

そうなんですか。参加しても、その中学校の卒業生中心みたいになっている。参加しても楽しくないという思いになることがあると思うんですね。だから、参加した人にそういう感覚を持たせないような方法をできないかなということも昨年も申し上げました。

●生涯学習課長

おっしゃるとおり、最後に校歌なんか歌われたら完全に学校の行事になってしまうので、そういった色はなるべく出さないようにということで、実行委員にお願いはしてます。

◎教育長

ただ、前回、私はちょうど五十市に行かせていただいたんですけども、そのときに私の友人の娘さんが来られていたんですが、実は、中学校卒業してからは、教員なので、県北のほうにずっと行ってらっしゃった。でも、成人式はこちらで受けたいということで来てらっしゃいました。ということで、その方々が自分で、出身中学校があったところに行って成人式を受けるというのが、今、県内では大半になっています。合同でやっているのは、少ない。

○濱田委員

県外はだけど、どうしても、そうなるんですよね。

◎教育長

県外はもうどうしても無理ですので、自分が卒業した中学校のところに戻るか、もしくは、全然関係のないところに行くしかないんですけど。

○濱田委員

そうやって県外の人がある中学校区に来たときに疎外感みたいなものがありますね。



◎教育長

そうですね。

○濱田委員

しょうがないことかしれないですが、実行委員にそうした配慮があれば、またちょっと変わってくるかなと思います。去年も申しましたけど、今年もお願いしたいと思います。

●生涯学習課長

承知しました。

◎教育長

その点については、また御配慮をよろしくお願いいたします。

●生涯学習課長

はい。実行委員会に対して、そういったことも配慮するように伝えておきます。

◎教育長

お願いいたします。ほかにございませんでしょうか。

それでは、報告第38号について承認いたします。ありがとうございました。

ここで休息を挟みたいと思います。3時から大丈夫ですか。では、3時から始めますので、よろしくお願いいたします。

#### 【休憩】

◎教育長

それでは、先ほどの報告第38号に関して、さくら聴覚支援学校の分がないのはなぜかということについて、よろしくお願いいたします。

●生涯学習課長

先ほどの質問について回答させていただきます。

きりしま支援学校の成人式は、保護者を中心とした実行委員会が主催しているということで、市の方針である実行委員会形式分散開催に当たるとして委託するという事に決まったようでございます。

一方、さくら聴覚支援学校の成人式は、学校の教職員の先生方が中心となった学校行事として実施されているということで、卒業生や保護者を中心とした実行委員会の主催ではなかったため、委託はできないと判断したということです。いずれ実行委員会形式で開催されるときには、また相談に来てくださいということでしたそうです。

○濱田委員

趣旨は成人を祝うという会なのだから、そこは何かやってあげられないのかなと思うのですが。

●生涯学習課長

根底に青年教育というところがあるものです。

○濱田委員

そちらから、予算なりの手当はあるわけですね。

●生涯学習課長

今ある予算の範囲内で基本額を下げるとか、1人当たりの金額を変えとかして割り振る方法はあると思うんですけど。またプラスしてというのはなかなか難しいです。

◎教育長

さくら聴覚支援学校は学校行事としてと言われますけど、卒業しているわけだから、学校行事になり得ないんじゃないですか。

●生涯学習課長

学校側がやっているということで、学校の行事ではないんでしょうけど、学校の先生方が、同窓会とかの一環としてやられているんじゃないかなど。

○赤松委員

障害がある方も成人式の対象ですよ。

●生涯学習課長

はい。

○赤松委員

障害のある方が成人式を迎えて二十歳になりました。おめでとうございますという目的で、その方々が自立につながっていくような活動を続けていくというのであれば、趣旨は全く障害のある方、ない方、関係ないですよ。

◎教育長

実行委員会のあるなしが判断の基準であるということは、組織の問題であって、私たち教育委員会としましては、そこに都城市が育ててきた子供たちがいるということを前提にすべきではないかという認識に立つということで、済みませんが、再考をお願いしますでしょうか。

●生涯学習課長

分かりました。

◎教育長

このことにつきましては、まだ時間がありますので、まず再考してもらって、もしくは再考した後に、今年を変えられないけども、来年変えますとか、いろいろ方法はあると思いますので、そこを加味した上での報告を承りたいと思いますが、いかがですか。

●生涯学習課長

はい、承知しました。

◎教育長

よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

【報告第32号～第37号・議案第2号】

◎教育長

続きまして、報告第32号から第37号、そして議案第2号を学校教育課長から説明をいただきます。

それでは、よろしくお願いいたします。

●学校教育課長

よろしくお願いいたします。

それでは、学校教育課からの報告及び議案について御説明いたします。

報告第32号「臨時代理した事務の報告及び承認について」であります。

本年度の学校医及び学校薬剤師の一部の後任について、別紙のとおり委嘱いたしました。

本来、この委嘱期間は平成30年4月1日から平成32年3月31日までの2年間ですが、任期途中で交代がありましたので、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの1年間を委嘱するものでございます。

続きまして、報告第33号「臨時代理した事務の報告及び承認について」であります。

本年度の都城市結核対策委員会委員について、別紙のとおり委嘱いたしました。委嘱期間は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までとなります。

この結核対策委員会については、今後、結核の高蔓延国から転入する児童生徒の増加を想定して、関係機関と精密検査の方法や検査の流れ等について、より厳密に研究する必要があると考えているところです。

続きまして、報告第34号になります。「令和元年度フッ化物洗口事業モデル校の選定について」であります。

本年度のフッ化物洗口事業モデル校について、資料のとおり選定いたしました。選定については、校数を10校として虫歯保有率をベースに案を作成し、歯科医師会並びに都城市フッ化物洗口実施に関する検討会の御意見を踏まえ、選定いたしました。

続きまして、報告第35号「令和元年度都城市フッ化物洗口事業実施要項の制定について」であります。

別紙の本年度実施要綱制定に関し、昨年度の要項から表現の一部をよりわかりやすいものに変更しましたが、実施の内容等に変更はございません。

続きまして、報告第36号「令和元年度都城市フッ化物洗口事業実施に関する検討会設置要項の制定について」であります。

令和元年度の都城市フッ化物洗口事業実施に関する検討会の設置要項を別紙のとおり制定いたしました。

なお、要項については、変更等がない場合でも毎年制定いたします。

続きまして、報告第37号になります。「平成31年度都城市教育委員会小中一貫学力向上指定研究事業に係るコアティーチャーの選任について」であります。

本事業は、本市の喫緊の課題であります学力の向上を図るために、都城学校教育ビジョンの一つ、「すぐれた知性」の研究を重点的に実施するという目的のもと、特に、中学校区の小中学校の全教

職員が学力の実態を分析し、中学校3年生時に生徒がそこを巣立つ姿を共有した上で、義務教育9年間を見通した主体的な事業改善及び学力向上研究を推進するものです。本年度は姫城中学校区、庄内中学校区、西岳中・夏尾中学校区、西中学校区、有水中学校区の5地区を指定し、それぞれ教職員を選任いたしました。選任の期間は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの1年間です。

なお、このコアティーチャーの配置については、昨年度までに11地区に配置しております。ですから、今年度、5地区の配置によって全ての中学校区へ配置を完了するということになります。

続きまして、議案第2号「令和元年度都城市教育支援委員会及び専門委員会の人選案について」であります。すみません。今、資料を差し替えさせていただきました。未定の委員が先日決まりましたので、今お示ししましたものでお願いします。

まず、議案の趣旨説明の前に都城市教育支援委員会について説明いたします。

この支援委員会は、昨年度まで就学指導委員会という名称でしたが、その役割を早期からの教育相談、支援や就学先決定のみならず、その後の一環した支援についても助言を行うという観点に立ち、文部科学省から名称変更の通知がございましたので、本年度から教育支援委員会と名称を改めたものでございます。

それでは、改めまして議案について御説明いたします。

本教育支援委員会は、就学前の児童生徒の適正な就学指導に必要な事項を調査、審議するために設置されたもので、都城市教育支援委員会規則により、まず学識経験者、それから医師、児童福祉施設等の職員、県立特別支援学校、そして市立の小中学校の教職員、そしてその他教育委員会が必要と認める者と定められており、任期は2年となっております。つきましては、本年度、資料の委員の委嘱及び任命について御審議をお願いいたします。同時にまた専門委員につきましても、同じく同規則により、県立特別支援学校、市立の小中学校の教職員、そして児童福祉施設、保育園と福祉関係施設の職員、その他教育委員会が必要と認める者となっております。やはり、これも任期は2年間となっております。こちらをあわせて御審議のほどお願いいたします。

以上で、学校教育課の報告及び議案の説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

#### ◎教育長

ありがとうございました。

それでは、たくさんの報告がありましたし、議案の第2号の専門委員等の人選案でございました。どこからでもよろしいですので、御質問等があれば、よろしくをお願いいたします。岡村委員、お願いします。

#### ○岡村委員

よろしく申し上げます。フッ化物洗口事業のモデル校の選定というところについて御質問したいと思えます。報告の34号になりますが、30校、小学校30校を今年度実施できるということで、小学校全体36だったと思うんですが、あと6校という形になったと判断してよろしいでしょうか。

#### ●学校教育課長

そうですね。少しずつ増やしているところから10校、20校と来たんですが、なかなか、難しい問題がありまして、30校全て、今年度実施できるよう、いろいろ工夫等を行い、説明会とかしながらしているところです。

○岡村委員

来年度になりましたら、また、都城市のモデル校も増えるという形でしょうか。あともう一つは、小学校、保育所、幼稚園と来まして、中学校までフッ化物洗口をすると大人になっても効果が高いというのが後ろのほうに書いてあったんですが、中学校へのフッ化物洗口事業の導入等の計画がございましたら、教えていただければと思います。

●学校教育課長

協議は進めているところです。今おっしゃるように、いろんな効果があるということもありますので。ただ、まず小学校のほうをしっかりと整理した上で、具体的なことを進めていくべきだと考えております。

○岡村委員

ありがとうございます。

◎教育長

ありがとうございました。ほかには。赤松委員、お願いします。

○赤松委員

フッ化物洗口モデル校のことで1点お尋ねします。これ、20校、そして新規校で10校ですが、現在全てが実施できているのですか。

●学校教育課長

いいえ。

○赤松委員

そこを教えてください。

●学校教育課長

本来ならば、これまで選定した20校が現在実施されていなければならないのですが、現在は17校となっているところです。

○赤松委員

そうですか。次に教育支援委員会のことについてですが、この名称が変わることについては、前回の定例教育委員会で御説明いただきましたので、なぜ変わるかとかについては、よく理解しているつもりですが、この名称が変わったことにより全員の方が新規になるということじゃないんですか。

●学校教育課長

はい。活動内容はほぼ同じようなことですので、昨年度から引き続きの方にはそのままお願いしているということで、全員が新規になるということではありません。

○赤松委員

名称は変わったけれども、この任用区分の新規か再任であるかについては、前任の方はそのまま再任という形で判断して記載されているという理解でよろしいんですか。

●学校教育課長

はい。そのとおりです。

○赤松委員

わかりました。

◎教育長

ありがとうございました。ほかにはございませんか。濱田委員、お願いします。

○濱田委員

報告の第33号結核対策委員会なんですが、これから外国人の子供たちがふえる可能性があるわけで、外国人で結構結核を持っている子が多いという話も新聞で読んだんですが、そういうことも意識しておられるんでしょうか。

●学校教育課長

はい。いわゆる高蔓延国というのは、結核の患者が比較的多い地域とか国になりますが、おっしゃるとおり、ほとんどが発展途上国です。外国の子供たちは急増していますので、そういう意識を持って専門家と連携する必要があるということでございます。

○濱田委員

日本人はどうなんですか。日本の子供たちにも結構多いと思いますので、注意のほどよろしくお願いいたします。

◎教育長

ほかにはありませんか。中原委員、お願いします。

○中原委員

私もフッ化物洗口についてでございますが、第35号の別紙事業実施要項の7にある事業の評価という箇所がございます。先ほど御説明いただいたこれまでの20校の結果分析といいますか、事業報告というのは、学校教育課のほうにされているのでしょうか。教育委員会への報告というのは聞いた記憶がないような気がするんですが。

●学校教育課長

学校教育課のほうにはございません。

○中原委員

となりますと、これで事業実施の評価についての報告がない中で、またモデル校を増やすということは、何のためのモデルだったかというようなことにもなるのかなと思います。

もう一つには、このモデル校の指定の判断として、4モデル校の選定とございます。学校に上が

る前までの保育園、幼稚園の段階で実施している児童の在籍状況を加味してのモデル校を選定するというのですが、実際、本当に保育園、幼稚園でやっているのかなというのをもう一度確認していただきたいと思います。私も当事者であります、やっている園というのを余り聞いたことがないように認識しております。アンケートのやり方、例えば、そういうものに興味があるのかどうかというような質問の内容で、ここはやっても大丈夫だと判断したけど、実際、実施していないという場合がありますので、その文面の捉え方次第で、もしかすると洗口されている可能性もあるということを考えますと、この20校中17校というのも、そこで引っかかってくるのかなとも思います。

もう一度、このフッ化物の推進が是か非かではないですけれども、先ほどは高城の幼稚園のほうもやるというようなことで決まりましたが、都城市においてはちょっと、そこをもうちょっと検討したほうがいいのかと、個人的には考えております。というのは、細かく言いますと、グジュグジュといますか、できる子できない子の差が多いように思います。年長組の子であればできるかもしれないけれども、その年齢の線引きというのものも、今振り返りますとなかったような気もいたします。ので、4歳児だとできるか、これ個人差がかなりあると思いますので、できる子を対象に実施するというわけではないと思います。その辺は小学校のほうでもできる子できない子で、そこは水を使ったり、ダミーを使ったりというようなことを聞いております。であれば、どの程度の割合で、その就学前の児童または園児に対して遂行できているのかというのを、もう一度検討してみる、調査してみる価値はあるのかなと考えます。

なので、そこも踏まえた上で、ただモデル校を増やすだけの数値目標ということではなくて、本来の目的は虫歯を減らすというのが目的でありますので、もう一度分析評価の結果を確認していただいて上で、モデル校になり得るための調査というのも行っていただきたいということを少し意見させていただきたいと思います。

以上でございます。

●学校教育課長

はい、わかりました。

◎教育長

ただいまの件につきましては、今現在の効果を計っていただいたり、それから、保育園、幼稚園の段階から継続性という点でも再検証をしていただくとともに含めた上でお願いをしたいと思います。ほかにございませんでしょうか。

それでは、報告第32号から報告第37号、議案第2号を承認いたします。どうかよろしく願います。

【報告第29号・第30号・第31号】

◎教育長

では、最後に、報告第29号、30号、31号を教育総務課長から説明をいただきます。よろしく願います。

●教育総務課長

教育総務課です。初めに、報告第29号「専決処分した事務（都城市教育委員会名義後援・共催）について」説明いたします。

ページを 1 枚お開きください。

名義後援につきましては、平成 31 年 3 月 27 日から 4 月 19 日までに承認したものです。上段が 30 年度末、下段の表が 31 年度に入ってからで、合計 6 件を承認しております。

一番左側の列のナンバー 30—156、157、31—3 につきましては、今回初めての申請事業になります。30—156 につきましては、高専の学生や教職員が指導者となって、実験用ものづくりのお手伝いをするベーシックプログラムとアイデアを生み出すためのトレーニングコースとしてのアドバンスプログラムの 2 つのコースが用意されておりました、小中学生を対象とした取り組みになっております。

157 番は、都城市、三股町、曾於市、志布志市の小学生を対象に、三股町の宮村小学校付近の田んぼを利用しまして、田植え前の時期に運動会を行い、その後、田植えから稲刈りまでを行う事業となっております。いずれの主催者につきましても、これまで他の事業等で名義後援を行っている団体でございます。

ナンバー 31—3、九州プロレス「都城を元気にすっが」につきましては、2008 年からプロレスを通して自治体を盛り上げ、まちおこしを行っている NPO 団体が主催者となっております。九州各県でプロレスイベントを開催しているようでございまして、今回はまちなか広場を利用し、ちびっこプロレス等を実施してまちを盛り上げたいという趣旨で申請が上がってきておりました、承認しております。

次のページをごらんください。共催につきましては、今年度に入り 6 件を承認しております。内訳につきましては、学校教育課が 4 件、スポーツ振興課が 1 件、都城島津邸が 1 件となります。

ナンバー 2 につきましては、中学校体育連盟とだけしか件名を書いておりませんが、体育連盟の年間行事に対する共催申請となっております、承認をしたところでございます。

なお、1 件修正ですけれども、申しわけありませんが、ナンバー 1 の件名ですけれども、スポーツ少年団の後ろに結団式が抜けておりました。まことに申しわけありません。

以上で、第 29 号の説明を終わります。

#### ◎教育長

スポーツ少年団結団式ですね。

#### ●教育総務課長

結団式までが正式名です。

続きまして、報告第 30 号「専決処分した事務（教育委員会における平成 30 年度公文書公開請求・事故情報開示請求件数）について」御説明いたします。

1 ページ、お開けください。

表が 2 つございますが、上段が公文書公開請求、下段の表が自己情報開示請求となっております。平成 30 年度は、公文書公開請求が 8 件、自己情報開示請求がゼロ件でございました。

次のページをごらんください。

公文書公開の詳細になりますけれども、ナンバー 1 及びナンバー 4・5・6・7 につきましては、入札に関連する業者からの公文書の公開請求となっております。ナンバー 4・5 につきましては、CRT テストに関するものでして、4 番のほうは落札者、5 番のほうは落札できなかった業者からの請求という形になっております。

ナンバー 2、ナンバー 3 につきましては、中学校でおきました事件の当該本人からの請求となっております。



なお、ナンバー3と8につきましては、即日取り下げをされておりますので、情報の公開はしておりません。

下段に、括弧で参考・執行依頼分という表をつけておりますが、これにつきましては、教育総務課が建築課に事務の執行を依頼している分でございます、事務処理は総務部の総務課のほうで行っております。内容につきましては、祝吉小学校校舎及び安久小学校プールの工事に係る設計書に関するものですが、いずれも実際に工事にかかわっている業者からの請求ということでございます。

以上で、報告第30号の説明を終わります。

続きまして、報告第31号「専決処分した事務（平成31年度臨時・嘱託職員等の配置）について」御説明をいたします。

1ページ、おあげください。

この表は、縦が課別、横が採用区分別になっておりまして、4月1日現在の採用状況となっております。一番上の左から3つ目に職員数とありますが、職員数が現在ちょうど100名、その隣、再任用職員が合計で、一番下、14名となっております。これは生涯学習課の地区公民館勤務職員が9名、小中学校の学校技術員が5名ということで、合計14名となっております。

次に、嘱託職員ですが、教育総務課の学校事務職、学校教育課の図書館サポーターやALT、生涯学習課の地区公民館職員など、合計で233名となっております。その隣のパート職員が6名、これは学校教育課の中学校の経営支援業務ということで、6名を雇用しております。合計しますと、正職員を含めまして353名ということになります。

もう1枚、お開けください。これが業務区分別の表になります。それぞれの課別、さらに事業名別で嘱託パートの人数を記載しております。配置人数が増員になった業務としましては、学校教育課の小学校図書館サポーターが昨年からプラス2名です。ALTの語学指導のほうも昨年より1名増となっているところでございます。逆に、減となった業務といたしましては、山田学校給食センターが外部委託になりましたので、調理業務が昨年は8でしたけれども、今年ゼロ、配送業務が10人からゼロという形で、12名の減となっております。その他の事業につきましては、おおむね前年度と同数となっております。4月1日時点で採用者がまだちょっと見つからなかったなどの理由で減になっている場合もございますが、おおむね同数ということになっております。

なお、最後に、この表には記載しておりませんが、4月8日付で小中学校の空調整備事業による事務量の増ということで、教育総務課では、電気技師の嘱託職員を1名、新たに雇用して対応しているところでございます。

以上で、教育総務課の3つの報告の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

#### ◎教育長

ありがとうございました。

それでは、報告29号から31号につきまして、御質問等あれば、よろしくお願いいたします。濱田委員、お願いします。

#### ○濱田委員

少しよくわからないので教えていただきたいんですが、今の31号なんですが、臨時嘱託パート職員の配置状況ですが、嘱託が非常に多い感じがします。良いとか悪いとかそういうことではなくて、これは、最近の傾向なんですか。

●教育総務課長

教育委員会としては、人数的には余り変わっておりません。

○濱田委員

そうですか。10年、20年前からこのような状況ということですね。

●教育総務課長

10年前、20年前はちょっと確認しておりませんが、ここ4、5年のところではほとんど変わっておりません。

○濱田委員

そうですか。例えば、退職された校長先生とか、まだ、働ける能力も体力もある方が、こういう中に入られているということはありませんか。

●教育総務課長

はい。生涯学習課の社会教育指導員とかは、元校長先生がおられます。

○濱田委員

そうですか。体力的にも能力的にもまだ働けるお年だと思うので、これまでの貴重な御経験を活かせるとしたらいいのかなと思ってお聞きしました。ありがとうございます。

◎教育長

ありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。よろしかったでしょうか。

それでは、報告第29号・第30号・第31号を承認いたします。どうかよろしく願いいたします。

## 6 その他

◎教育長

それでは、続きまして、その他に入ります。学校給食センターをお呼びください。どうぞおかけください。

●学校給食課長

学校給食課の大内山といいます。よろしくお願いいたします。

それでは、学校給食におけるベジ活の日の取り組みについて御紹介させていただきます。

まず初めに、委員の皆様におわびを申し上げます。私の不手際で委員の皆様へ情報提供する前に報道機関のほうに出してしまいました。以後気をつけますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料の1ページ目をごらんください。

今回、都城学校給食センターで、「ベジ活の日」として取り組んでいるところでございますけれども、3行目のところに、宮崎県ではというところをごらんいただきたいと思いますが、「健康みやざき行動計画21」というのを宮崎県で策定されておりまして、その実施状況を調査したところ、野菜の摂取量が十分足りないということがございまして、都城学校給食センターとしましては、子供たちの給食のほうでその手助けといいますか、野菜の摂取量を増やすという取り組みをや

っていきたいということで、今回取り組むことといたしました。

内容といたしましては、大きな 2 番のところに「内容」と書いてございますけれども、学校給食の中で「ベジ活の日」を月 1 回実施するというので、4 月から実施しておりまして、1 日に必要な野菜摂取量が 350 グラムですけれども、その 3 分の 1 を給食で摂取するという取り組みでございます。

そして、次のページをお開きいただきたいと思いますが、次のページが広報連絡表ということで、こちらのほうで報道機関のほうに提供したところでございます。今後、こういう形で出すときには、委員の皆様方に情報提供させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

内容は、今、私のほうでお話ししたとおりでございます。

その次のページが、食生活に関するアンケートの実施についてということで、ベジ活の取り組みを行って、それが子供たちに定着したかどうかについて、アンケート調査を行いたいということで考えております。

調査対象学年は、小学校の 3 年生、4 年生、そして中学校が 2 年生ということで、第 1 回目を 5 月の第 4 週に行き、あと第 2 回目、それが定着したかどうかというのを見るために、11 月に再度アンケートを行いたいと考えております。

そして、アンケートの方法については、県の健康福祉部の健康増進課と共同で実施しておりまして、集計は都城保健所でしていただくということになっております。

そして、最後のページをお開きいただきたいと思いますが、最後のページがベジ活に関する食育指導資料の配付ということで、一緒にお配りしたシールですね、そちらのほうで子供たちの興味を引いて、ベジ活の理解を求めていきたいと考えているところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

#### ◎教育長

ありがとうございます。この点について、何か質問等がありますか。

では、今後ともよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

続いては、学校教育課です。

#### ●事務局

教育総務課の椎屋です。学校教育課の前に私から 2 点ほど御連絡いたします。

まず、事務連絡ということで、前回の 4 月の定例教育委員会以降に日時等が決定しました会議等の御案内をさせていただいております。

1 番で、宮崎県市町村教育委員会連合会第 1 回理事会が 5 月 14 日に宮崎市のほうで開催されますが、こちらのほうは赤松委員のほうに御出席をお願いいたします。

#### ○赤松委員

はい、お伺いしております。

#### ●教育総務課長

2 番、第 1 回総合教育会議につきましては、前回、7 月 10 日で調整中ということだけをお伝えしておりましたが、時間のほうと場所が決定しました。13 時 30 分から秘書広報課前へ配備するとなっております。また、議題等、今検討中ですが、決定しましたら正式な御案内、それ

から事前の資料の送付等を行いたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

最後、3番目、8月の定例教育委員会についてなんですが、当初の予定は7月31日水曜日で御案内を差し上げておりましたけれども、1日前倒しの7月30日火曜日で実施をさせていただきたいと思います。7月については、7月中に3回、教育委員会が開催されるということで、ちょっと大変な月になりますけれども、御理解と御協力のほど、よろしく申し上げます。

私のほうからは以上です。

◎教育長

はい。学校教育課長申し上げます。

○赤松委員

お尋ねしたいことがあります。今、ここで即答される必要はないんですが、4月15日にデジタル教科書導入の件が、NHKのニュースで報道されたんですよ。本市の導入状況について、もし導入しているのであれば、その使い方、学校訪問等でこのデジタル教科書を使った授業を見られるといいと思ひましてお尋ねします。このデジタル教科書についてが1点と、2点目が4月14日の読売新聞で、10連休で授業が足りないという記事が出ていました。各都道府県、政令市の学校でいろんな工夫をしているみたいですが、本市の場合に、この授業が足りないという状況はないのかどうか、それぞれの学校はどういう工夫をしているのかということが2点目です。3点目として、4月24日に「置き勉が進みます」という記事が出てまして、鹿児島市内の取り組みが紹介されてました。本市では、まだ置き勉ということについては、なされていないだろうと思っているんですが、その辺のことについて実際に出てきているのかどうか、そういうことについて、この3点、今でなくて結構ですから、お聞かせいただけたらと思います。

●学校教育課長

まず1点目のデジタル教科書については、導入しておりません。それと、2点目の10連休で、授業の問題ですね。

○赤松委員

はい。授業時間が足りない。

●学校教育課長

私は、昨年度、山之口中の校長でしたが、やはり教務主任がすごく頭を抱えて、台風が来ると危ないという話はしました。当時は、枠内には入っていたので、確保できるという認識でしたが、実際、何日か臨時休校になってしまうと厳しいという感覚はございました。本市として、それに対して何か指導したとか、そういうことはありません。

それから置き勉についてですが、置き勉は教科書が分厚くなったので、各学校がこれは置いていい教科書ということをはっきり示して、毎日持って帰らなくてすむよう工夫してやっているところです。教育委員会が置いていいものを示すとか、そういう指導はしていません。

○赤松委員

ああ、そうですか。現実はどうなんだろうと思って伺いました。

●学校教育課長

教科書が分厚くなったので、置き勉の話はよく出ていて、今ランドセルもかなり大きいですね。学校ではこれは置いていい教科書だねということで、例えば、教室の後ろの棚に並べて置いて帰らせるとか、そういう工夫をしていました。

◎教育長

デジタル教科書ですけど、学校予算で買っている学校はあるのではないかな。

●学校教育課長

そうなんですか。

◎教育長

教育委員会が配っているわけじゃなくて、学校予算で買っているところは幾つかあったと思うんですけど、またそれは調べてみてください。

●学校教育課長

失礼しました。

◎教育長

小学校に多かったような気がします、たしか。置き勉についても、宮崎市が置き勉を認め始めているようですので、他市の動向を探りながら見ていただいて、よろしく願いいたします。

◎教育長

ありがとうございました。

では、以上で、令和元年5月の定例教育委員会を閉会します。